

詐害行為取消訴訟の訴訟物である詐害行為取消権は、取消債権者が有する個々の被保全債権に対応して複数発生するものではない

詐害行為取消訴訟の訴訟物である詐害行為取消権は、 取消債権者が有する個々の被保全債権に対応して 複数発生するものではない

—最判平成22年10月19日金判1355号16頁—

近 藤 隆 司

第1 判示事項

- (1) 詐害行為取消訴訟の訴訟物である詐害行為取消権は、取消債権者（原告）が有する個々の被保全債権に対応して複数発生するものではない。
- (2) よって、詐害行為取消訴訟において、取消債権者が被保全債権を——交換的に——変更することは、訴え（訴訟物）の交換的変更にとどまらず、攻撃防御方法の変更にとどまる。
- (3) だから、詐害行為取消訴訟において、取消債権者が被保全債権を——交換的に——変更することは、訴訟提起によって生じた詐害行為取消権の消滅時効中断の効力に影響を及ぼさない。

第2 事案

本件は、債務者A（個人）の債権者であるX（株式会社整理回収機構。原告・被控訴人・被上告人）が、受益者Y（Aの妻の妹。被告・控訴人・上告人）に対し、詐害行為取消権に基づき、AY間の不動産持分の売買契約の取消しと、Yへの持分移転登記の抹消登記手続とを求めた事案である。

- (1) Xは、平成9年2月24日、B（木津信用組合）から事業の全部を譲り受け、BがAに対して有していた次の2口の債権を取得した。
 - ・甲債権：C（新日本ゴルフ開発株式会社）を主債務者とする連帯保証債務履行請求権
 - ・乙債権：D（有限会社伊丹住建）を主債務者とする連帯保証債務履行請求権
- (2) Aは、平成15年1月10日、債務超過の状態にあるのに、Yとの間で、6筆の土地および1棟の建物の各不動産（以下「本件不動産」という）についてのAの持分につき売買契約（以下「本件売買契約」という）を締結し、同年7月15日、Yに対し、本件売買契約に基づき、上記各持分の移転登記（以下「本件各登記」という）の手続をした。
- (3) Xは、次の2つの訴訟を提起した。
 - ・別件訴訟：平成16年9月14日、Aに対し、甲債権に係る連帯保証債務の履行を求める訴訟
 - ・本件訴訟：平成18年9月6日、Yに対し、甲債権を被保全債権として、詐害行為取消権に基づき、本件売買契約の取消しと、本件各登記の抹消登記手続とを求める訴訟
- (4) 別件訴訟は、平成18年11月13日、裁判上の和解によって終結し、同月30日、Aによる和解金

の支払によって甲債権は消滅した。

- (5) そこで、Xは、平成19年5月16日、本件訴訟の第1審の第1回弁論準備期日において、被保全債権に係る主張を甲債権から乙債権へと交換的に変更した。
- (6) これに対して、Yは、Xは遅くとも別件訴訟を提起した日（平成16年9月14日）には取消しの原因を知っていたのであるから、Xが被保全債権を変更した時（平成19年5月16日）より前に、乙債権を被保全債権とする詐害行為取消権については民法426条前段所定の2年の消滅時効が完成していると主張し、これを援用した。
- (7) 第1審（神戸地尼崎支判平成20年7月15日金判1355号22頁参照）は、「詐害行為取消請求訴訟の訴訟物は、あくまでも詐害行為取消権自体であるから、原告が審理の途中に被保全債権を交換的に変更したとしても、それをもって訴訟物を変更したものと評価することはできない」、すなわち、「被保全債権に関する主張は、攻撃防御方法にすぎない」から、「本件訴訟提起時点で、消滅時効の進行は中断されている」などとして、Xの請求を認容した。Y控訴。
- (8) 原審（大阪高判平成21年1月23日金判1355号20頁参照）は、「詐害行為取消訴訟における訴訟物は詐害行為取消権（本件では、本件売買の取消請求と本件不動産に係るAの持分全部移転登記の抹消登記手続請求）であり、被保全権利の主張は攻撃防御方法にすぎず、その変更は請求原因の変更にとどまり、訴えの変更には当たらない」などとして、Yの控訴を棄却した。
- (9) これに対して、Yは、「Xが本件訴訟において被保全債権に係る主張を変更したことは、訴えの交換的変更にあたるから、乙債権を被保全債権とする詐害行為取消権には本件訴訟の提起による消滅時効の中断の効力は及ばない」と主張して、上告した。

第3 判旨

上告棄却。

「詐害行為取消権の制度は、債務者の一般財産を保全するため、取消債権者において、債務者受益者間の詐害行為を取り消した上、債務者の一般財産から逸失した財産を、総債権者のために、受益者又は転得者から取り戻すことができるとした制度であり、取り戻された財産又はこれに代わる価格賠償は、債務者の一般財産に回復されたものとして、総債権者において平等の割合で弁済を受け得るものとなるのであり、取消債権者の個々の債権の満足を直接予定しているものではない。上記制度の趣旨にかんがみると、詐害行為取消訴訟の訴訟物である詐害行為取消権は、取消債権者が有する個々の被保全債権に対応して複数発生するものではないと解するのが相当である。

したがって、本件訴訟において、取消債権者の被保全債権に係る主張が前記事実関係等のとおり交換的に変更されたとしても、攻撃防御方法が変更されたにすぎず、訴えの交換的変更には当たらないから、本件訴訟の提起によって生じた詐害行為取消権の消滅時効の中断の効力に影響がないというべきである。」

注) 田原陸夫裁判官による補足意見が付されている。これについては、後出第4の3。

詐害行為取消訴訟の訴訟物である詐害行為取消権は、取消債権者が有する個々の被保全債権に対応して複数発生するものではない

第4 検討その1——詐害行為取消訴訟の訴訟物——

Xが被保全債権に係る主張を甲債権から乙債権に交換的に変更したことは、訴え（訴訟物）の交換的変更にあたるか、それとも、攻撃防御方法の変更にとどまるか？

注）「訴えの変更（追加的変更・交換的変更）＝訴訟物の変更（追加的変更・交換的変更）」と考えられているので、どの訴訟物理論に立脚するかが問題となるが、さしあたり判例・実務が立脚する旧訴訟物理論（実体法説）に立脚することにする。

1 詐害行為取消権の制度趣旨ないし法的性質

(1) まず、判例（①大判明治39・9・28民録12輯1154頁、②大連判明治44・3・24民録17輯117頁など多数）・通説によると、詐害行為取消権は、詐害行為を取り消しかつ逸失した財産の取戻しを請求することができる権利である（折衷説）。

そこで、詐害行為取消訴訟は、形成訴訟と給付訴訟が結合したものであり、訴訟物は、形成権と（給付）請求権が結合した1つの権利である詐害行為取消権それ自体と解されている（倉田卓次監修『要件事実の証明責任・債権総論』（西神田編集室、1986年）183頁など）。

注）ただし、詐害行為取消訴訟の訴訟物について言及するものは数少ない。

(2) 次に、判例（③大判大正10・6・18民録27輯1168頁、④最判昭和37・10・9民集16巻10号2070頁など多数）・通説によると、詐害行為取消権は、総債権者のために行使されるものであって、取消債権者に優先弁済を受ける権利を与えるものではない。

(3) 本判決は、上記1(2)を踏まえたうえで、「詐害行為取消訴訟の訴訟物である詐害行為取消権は、取消債権者が有する個々の被保全債権に対応して複数発生するものではない」、すなわち、取消債権者が被保全債権を複数有する場合でも訴訟物は1個であると解している。

2 若干の疑念

(a) 上記1(1)(2)だけで上記1(3)を導いている点について（藤澤・後掲91頁参照）

→ ある債権者が詐害行為取消訴訟を提起したからといって、他の債権者が同一の詐害行為につき詐害行為取消訴訟を提起することが禁じられるわけではない（あるいは提起しなくてもよい）し、他の債権者の詐害行為取消権の時効が中断されるわけでもない。よって、上記1(1)(2)だけで上記1(3)を導くことに疑念を抱かざるを得ない。

また、判例③（など多数）は、取消債権者は直接自己に対する逸失財産の引渡請求を認めており、さらに、判例④（など多数）は、「事実上の優先弁済効」を認めている。すなわち、例外的な場面があることを認めている。本判決が、「取消債権者の個々の債権の満足を『直接』予定しているものではない」と述べているのは、これを意識したものと思われるが、例外的な場面がある以上、若干疑念を抱かざるを得ない。

(b) 価格賠償の場合についても同一に論じている点について（片山・後掲24頁参照）

→ 価格賠償請求権の法的性質は、不法行為責任に基づく損害賠償請求権に類する債権あるいは原状回復ないし不当利得返還請求権であるとするものが有力だが(奥田昌道『債権総論〔増補版〕』(悠々社、1992年)322頁など)、必ずしも考え方は確立していない。また、「価格賠償請求権は現物返還請求権の不能な場合に生ずるもので両立しない性質のものであるから、訴訟物としては別個のものとなり、現物返還請求権について確定判決があるからといって、その執行ができない場合には、前訴の既判力によって価格賠償請求訴訟が提起できないいわれはない」とするものもある(飯原一乗『詐害行為取消訴訟』(悠々社、2006年)426頁)。このような現状を鑑みると、とりわけ現物返還から価格賠償に主張を変更する場合について、疑念を抱かざるを得ない。

3 田原睦夫裁判官の補足意見

「本件は、詐害行為取消訴訟の提起後に、原告が当初主張していた被保全債権が消滅したところから、主張に係る被保全債権を交換的に変更した事案であるが、以下に例示するように、債権者が債務者に対して複数の債権を有していて、その一部を被保全債権として詐害行為取消訴訟を提起した後に、その被保全債権が第三者に移転した場合を考えれば、法廷意見の述べるところの妥当性がより検証されると考える。

事例として、甲は乙に対して、A(債権額120万円)、B(債権額150万円)、C(債権額170万円)の3口の債権を有しているところ、乙は、その債権発生後に丙に現金200万円を贈与し、乙にはその他にさしたる財産がないとする。

その場合、甲は、任意の2口の債権を被保全債権として丙に対して詐害行為取消訴訟を提起し、200万円の給付を求めることができるが、それは1個の請求と解することに異論はないと思われる。そして、甲が、A、B両債権を被保全債権として訴えを提起した後に、甲が丁に対してB債権を譲渡し、あるいは、B債権につき丁を差押債権者とする差押転付命令を受けた場合、甲が従前の訴訟を維持するためにはC債権を被保全債権として追加主張する必要があるところ、その主張は、攻撃防御方法の追加としか評価し得ないのである。」

4 本判決の射程

(1) 重複訴訟の禁止と既判力について

→ 藤澤・後掲91頁は、「田原裁判官が挙げる例は、訴えの変更の有無に関するものであるが、これを別訴の可否や既判力の問題に敷衍すれば、上記の事例(丁に対する債権譲渡が生じていない状態)で、A、B両債権を被保全債権として詐害行為取消訴訟を提起した甲には、C債権を被保全債権とする別訴は認められないということになりそうである(民訴142条)。また、A、B両債権に関する裁判の既判力がC債権についても及ぶと解することになる(民訴114条)」とする。

詐害行為取消訴訟の訴訟物である詐害行為取消権は、取消債権者が有する個々の被保全債権に対応して複数発生するものではない

(2) 価額賠償を含めた金銭請求の場合について

→ 片山・後掲22頁は、「周知のとおり、「共同担保の回復」という制度趣旨がすべての紛争類型で貫徹されているわけではない。本件は不動産譲渡の取消しおよび登記名義の回復が請求された事件であるが、本件と異なり、価格賠償や金銭回復が請求される事件など、取消債権者の被保全債権およびその債権額が請求の趣旨に直接反映する紛争類型にまで、本判決の射程が及ぶか否かについては、慎重な判断が求められよう。」とする。

そして、同25頁で、「価格賠償や金銭返還が請求される事件においては、取消しの範囲が被保全債権の債権額に限定され、原告債権者は事実上の優先弁済を受けるとの判例の運用を前提とする限り、……たとえばA債権（債権額150万円）を被保全債権として150万円の価格賠償を請求していたが、後にB債権（債権額120万円）に被保全債権を変更したという場合、請求の趣旨も金120万円の支払いに変更となるが、それでもなお訴え（訴訟物）の変更にはあたらないといえるのだろうか……。その意味で、本判決が、「取り戻された財産又はこれに代わる価格賠償」として、価格賠償のケースも同一に論じた点は、あくまで建前論として割り引いて理解する方が現実的であるように思われる。」とする。

第5 検討その2——時効中断効の及ぶ範囲と訴訟物——

Xが被保全債権に係る主張を甲債権から乙債権に交換的に変更した時点において、Xが詐害行為を知った時からすでに2年が経過していたが、この場合、Xの詐害行為取消権は時効により消滅しており請求は棄却されることになるのか、それとも、当初の甲債権を被保全債権とする訴訟の提起により消滅時効は中断しておりその中断の効力は乙債権への変更後も維持されるのか？

- (1) 時効中断事由としての裁判上の請求については、古くから、権利確定説（訴訟物説）と権利行使説（権利主張説）とが対立している。
- (2) 判例（最判昭和34・2・20民集13巻2号209頁など）は、権利確定説（訴訟物説）である。すなわち、「裁判上の請求があったというためには、単にその権利が訴訟において主張されたというだけでは足りず、いわゆる訴訟物となったことを要する」とする。

注）「例えば、いわゆる「一部請求」に関して、最高裁は、一部請求の趣旨が明示されている場合には、訴訟提起による消滅時効中断の効力は、その一部についてのみ及ぶとする一方（最判昭和34・2・20民集13巻2号209頁）、一部請求の趣旨が明示されていない場合には、時効中断の効力は債権全部に及ぶとしている（最判昭和45・7・24民集24巻7号1177頁）。これらの判断は、一部請求における訴訟物に関する最高裁の判断、すなわち、一部請求の趣旨が明示されている場合には、訴訟物はその一部に限定されるのに対して（最判昭和37・8・10民集16巻8号1720頁）、明示されていない場合には、訴訟物は債権全体である（最判昭和32・6・7民集11巻6号948頁）とする判断を前提としている。」（藤澤・後掲91頁）

- (3) 本判決は、本件被保全債権の変更は訴え（訴訟物）の交換的変更には当たらないという理由

共同研究：民事法最新判例研究会

から、「本件訴訟の提起によって生じた詐害行為取消権の消滅時効の中断の効力に影響がない」としているので、訴訟提起による中断の効力は訴訟物の範囲でのみ及ぶとする従来判例の流れに沿ったものである。

以上

〔参考文献〕

本件評釈として、藤澤治奈・平成22年度重判解90頁、片山直也・リマークス2011(下)22頁